

戦国期大和国における松永久秀の正当性

——興福寺との関係を中心に——

Justification of Matsunaga Hisahide in Yamato the Sengoku period
— With a focus on relations with Kohfukuji —

高橋 遼

(Ryo TAKAHASHI)

キーワード：松永久秀、木沢長政、興福寺、三好氏

Key Words : Hisahide Matsunaga, Nagamasa Kizawa, Kohfukuji, Miyoshi clan

I. はじめに

戦国期大和国における権力諸関係については、これまで多くの論考が積み重ねられている。室町期大和国において守護権を保持・行使していたのは興福寺であったが^①、興福寺の保持した検断権や徴税権といった守護権の担い手は、十五世紀中ごろから筒井氏や越智氏などの国人勢力へと移っていった^②。しかし安田次郎氏は、筒井氏の動向の検討から興福寺との対立を巧みに避ける国人勢力の姿を描き出し、国人勢力はあくまで興福寺を中核とする秩序体系の枠内で権力化を試みていたと指摘する^③。そして十六世紀に入ると、木沢長政や松永久秀と

いった外部勢力が大和国へ侵入するようになった。こうした過程で興福寺や大和国人の力も衰えるようになり、特に織田氏権力下の松永久秀が行った施策は、寺社勢力を中心とした支配体制が武家勢力による支配体制に転換する契機となったと理解されている^④。

しかし木沢長政や松永久秀といった外部勢力の大和国侵入によって、大和国内の権力関係がどのように変動したのかについて、検討作業は進んでいない。細川氏権力下の木沢長政と三好氏権力下の松永久秀に対しては、大和国において支配権を確立し得なかったという評価が与えられている^⑤。しかし一定期間大和国において勢力を維持してい

た以上、それが可能となった要因を解明することは戦国期大和国の状況を概観する上で不可欠な作業と考えられる。また木沢長政期から松永久秀期にかけて、中央では足利將軍家を支える存在が細川京兆家から三好氏へと変わっており、こうした中央の動向が大和国へ与えた影響についても検討が必要であろう。

また、戦国期権力の特質を考える上で、村井良介氏は暴力・正当性は対立的に捉えられるものではないと指摘する⁶⁾。特に大和国は幕府所在地に近いただけでなく、長期に渡って興福寺を頂点とした秩序体系が存在したため、それに代わる権力が形成される上で正当性の論点は避けることが出来ない。しかしこれまでの研究では実力・暴力の側面が中心的に検討されており、近年発表された天野忠幸氏の論考も「下からの公権性」が中心的に論じられている⁷⁾。そこで本稿では、木沢長政・松永久秀が大和国へ侵入した時期における「上からの公権性」の側面を、特に興福寺との関係から検討することで、いかにして戦国期大和国において支配力や影響力の強化を図ったのかという点について考察する。

Ⅱ. 細川氏権力下における木沢長政と大和国の関わり

本章では、細川京兆家被官である木沢長政の大和国における正当性について検討する。天文五（一五三六）年の木沢長政による大和国侵入後、約七年にわたり木沢長政は大和国に関わった。外部勢力が長期間にわたって戦国期大和国に関わるのは木沢長政が初めてであり、長政入国の意義について安国陽子氏は次のように述べている。すなわち

長政は大和入国時に没収した所領に自らの給人を配置しており、これまでは「御恩分」として興福寺が掌握していた闕所処分権を、木沢長政が行使しているのである。これは興福寺の莊園領主権を得分收取権のみに限定するものであり、興福寺が所領を保障するという前提が崩れ、興福寺の地下支配の否定に繋がるものであった。しかし大和国においては興福寺・大和国人との協調が必要であり、長政の闕所処分権行使を興福寺が黙認する一方で長政も「寺社成」（興福寺取分）は保障するなど、両者は相互補完的な関係にあったとする⁸⁾。このように長政は結果として興福寺を頂点とした秩序体系を崩壊へと導く一端を担ったことになるが、少なくとも長政の大和在国当初、両者は協力関係にあった。本章ではこれをより具体化させ、木沢長政がどのように大和国内において正当性を確保したのかについて検討する。

一、「守護」としての木沢長政

はじめに、木沢長政の大和国における立場について記されている史料を見たい。次に掲げる史料は、本願寺十代宗主証如の記した『天文日記』の一節である。同史料において本願寺と木沢長政は盛んにやり取りをしていたことが確認され、木沢長政の動向を探る上で重要な史料である。

【史料1】『天文日記』天文五年正月二十日条

（前略）

一、從^(細川晴元)右京大夫^(長政)返書到来、出雲歸り候、木澤十六日二可^(長政)越之由

申候へ共、十七日入^(長政)夜至^(長政)山崎^(長政)參着候、然者十八日晝ほと見參

則盃のませられ候とて今日歸候、又先日就^(長政)柱立之儀^(長政)藤井遣候、

其も歸候、其次に大和吉野上市下市還住之儀も此時木澤へ申候、

其次第者、越智へ可^(長政)有^(長政)異見^(長政)之由、從^(長政)上野^(長政)一申候、然處木澤返

事^(長政)にハ、不^(長政)及^(長政)覺悟^(長政)候、大和之儀木澤為^(長政)守護^(長政)一聞、木澤進退候

之由色々申事候間、則其通吉野へ可^(長政)申越^(長政)之由、上野二申付候、

(後略)

【史料1】によると、吉野の上市・下市に所在する寺院の住人還住について、本願寺の使者である下間頼慶が木沢長政に仲介を依頼している。下間頼慶は木沢長政に対して、吉野周辺に影響力のある越智氏に、住民の還住について取り計らってほしい旨を要求すると、木沢長政は「大和之儀木沢為守護」ので心配は不要で、越智氏へは自分が責任をもって仲介をすれば万事問題なく解決することを約している。そして【史料1】の中では木沢長政自身が「守護」であることを自稱しており、木沢長政が国人らの上位に存在した可能性を示している。もちろん史料内の「守護」の語と、室町幕府の職制である「守護」の質的異同については検討が必要で、この「守護」という表現をもって、興福寺に代わり守護権を掌握・行使できるほどの強大な権力であったと断定することはできない。そこで大和国において興福寺が検断権を行使した一件に木沢長政が関与した形跡を確認できる史料から、その一件に木沢長政がどのような立場で関与していたのかについて確認し

たい。

【史料2】「興福寺学侶集会事書」

条々

一、若宮祭祀式日之通、諸役者相催處、散在之願主人無^(長政)治定^(長政)一由不^(長政)可^(長政)然、急度可^(長政)被^(長政)差定^(長政)一事、

一、當年御神供反錢難澁無^(長政)謂、然者御神供忽及^(長政)闕所^(長政)一如、若宮神事以下不^(長政)可^(長政)相調^(長政)一事、

一、國中御神供棟別之儀、領中無^(長政)承引^(長政)一欺、定不^(長政)可^(長政)有^(長政)御許答^(長政)之一条、被^(長政)經^(長政)糺明^(長政)一可^(長政)被^(長政)加^(長政)下知^(長政)一事、

一、大仏供庄御米、戒重方從^(長政)先年^(長政)違乱之条、令^(長政)處^(長政)寺敵^(長政)之處、彼方之儀可^(長政)被^(長政)申達^(長政)之旨種々披露間、相出^(長政)名字^(長政)一處、其方拘候

中、尚以、連々押妨之間、一角^(長政)可^(長政)被^(長政)成働^(長政)之處、無沙汰之条、既及^(長政)嚴重之調伏^(長政)、於^(長政)此上^(長政)者、可^(長政)取向進發候条、家頼覺悟事、

一、一乘院家大會反錢、以^(長政)先規^(長政)去年被^(長政)相懸^(長政)一處、御請不^(長政)被^(長政)申之旨、度々被^(長政)仰出^(長政)一事、

一、田井兵庫庄家中東方御神供并本談義屋講問料所之内紛之儀、任^(長政)先代裁許旨^(長政)被^(長政)成^(長政)下知^(長政)一處、尚以無^(長政)一途^(長政)、代官等陵爾事、

筋目成敗肝要事、
以上^(長政)

【史料2】は年月日未詳であるが、傍線部分と後掲史料における記述との整合性から、天文五年前後の史料であると思われる。【史料2】

によると、戒重氏が大仏供庄御米を未進している件が問題になっている。戒重氏は大和国城上郡戒重（現桜井市）の在地武士であり、東大寺の衆徒であった^①。天文年間には越智党の一員としての活動が確認でき、永祿年間には松永久秀に従っている。そして興福寺の学侶集会は今回の年貢未進行為によって戒重氏を「寺敵」とする処分を下し、戒重氏も興福寺に対して謝罪の意を申し出たものと思われる。しかしその後も年貢を納めようとはせず、これに対して興福寺は調伏の処分を下した。また末尾には、事件の解決に越智家頼が関わっている様子が記されている。そして戒重氏年貢未進問題には、幕府も関わっていた。

【史料3】「木沢長政書状」

就^②戒重御成敗之儀、為^③上意被^④成^⑤御下知、重被^⑥仰出^⑦候、聊以不^⑧存^⑨疎略^⑩候、於^⑪始末^⑫者、猶中坊美作法橋房江加^⑬談合^⑭可^⑮申入^⑯候、委曲御使節へ令^⑰申候趣、宜令^⑱披露^⑲給候、恐々謹言、
（天文五年）
 壬十月六日 長政（花押）

興福寺

供目代御房

御返報^⑳

【史料3】によると、戒重氏による大仏供庄の年貢未進に対する成敗について、幕府の興福寺に対する下知を木沢長政が取り次ぎ、その処分については長政被官である中坊英裕に相談しよう命じている。興福寺としては幕府の助力を得て、なかなか進展しない問題の解決を試

みたのである。なお、問題解決の遅れは、次の史料からも確認することができる。

【史料4】「越智家頼陳状」

御礼恐悅至候、殊於^①御神前^②大般若経御讀誦候御卷數給候、令^③頂戴^④候、御懇之儀、畏入存候、仍戒重左近将監御成敗之儀、委曲示預候、此方儀更雖不^⑤存^⑥如在^⑦候、兎角遅々候處、如^⑧此候事神慮不^⑨及^⑩是非^⑪候、並龜壽事蒙^⑫仰候、御鬱憤尤候、當時敵味方之儀候條、兎角不^⑬及^⑭申事^⑮候由可^⑯預^⑰御披露^⑱候、恐々謹言、
（天文六年）
 二月七日 家頼（花押）

供目代御房^㉑

しかし【史料4】では、越智家頼は戒重氏の年貢未進がその後も続いていることについて認知しておらず、そのために事件の解決が遅れているのだ、といった弁明を学侶集会の書記を務める供目代に申し入れている。戒重氏が越智党であるため、越智家頼が戒重氏を庇っているとの見方もできようが、いずれにしても事件の解決は遅れていたようである。興福寺は幕府へ仲裁を依頼した。そして【史料3】によると、幕府の命を受けた木沢長政が実際の問題処理を担当していた。戒重氏及び興福寺の意向に従わない越智氏の処分は木沢長政によって実行され、天文七（一五三八）年正月二十五日に戒重氏は信貴山城において殺されている^㉒。ただし、あくまで事件の解決を主導したのは興福寺であったことが次の史料により明らかである。

【史料5】「十市遠忠請状」

就「大仏供上庄違乱之儀」、戒重左近將監御成敗之御、為「忠節之恩顧」、彼庄外護公文職蒙「御許可」候、面目之至候、仍外護給「貳拾石」之外、於「庄家」、聊無「競望混乱」之儀、毎々任「舊記之旨」、庄家訪「禦之儀、不レ可レ存「疎意」之由、御集儀之旨、得「其意」候、為「後証」請状如件、

天文七年戊戌二月廿九日

十市兵部少輔遠忠（花押）

供目代御御坊¹⁶

【史料5】によると、木沢長政が越智党や戒重氏を処分する際に十市氏が協力をしていた。そしてこの十市氏の働きに対して、興福寺は大仏供庄の外護公文職を与えている。つまり今回の事件解決において、十市氏は興福寺が指示した戒重氏「御成敗」の実行に助力し、その対価として大仏供庄の外護公文職を与えられているのであり、事件の解決を主導したのはあくまで興福寺であった。

そしてその実行支援のために興福寺の背後にいたのが幕府であり、幕府の公認を受けて大和国内で活動したのが木沢長政であった。つまり大和国において興福寺を中核とした秩序体系は依然として存続していたが、国人勢力が興福寺の命令を尊重するか拒絶するかは、状況に応じて変化した。そのために越智氏は戒重氏を庇って処分を受け、十市氏は興福寺の命令に従った結果として大仏供庄の外護公文職を獲得している。そして状況に応じて興福寺の命令の重みが左右される中で戒重氏処分が実行可能となったのは、木沢長政による強制力の補充が

あったためである。そもそも興福寺が手に負えない案件が幕府に持ち込まれるのは室町期を通じて確認できる事象であるが、そうした構造が国人勢力の伸長する戦国期において機能する上で、木沢長政の軍事力は不可欠な要素であったと言える。一方で徴税や知行宛行に木沢長政が関わる事例は極端に少ない事を踏まえると、【史料1】における「守護」は、幕府・興福寺による検断の補助・実行役を担う職と解すべきであり、興福寺支配の一端を担うにすぎなかった。¹⁷しかし、木沢長政は前述のように細川京兆家の代表的被官として活動していた。すると次に、ここに細川京兆家がどう関わっていたのが問題となる。

二、細川京兆家と大和国

そもそも【史料1】の記録が残る天文五年において、本願寺から大和国における寺院還住問題について相談された際、細川晴元は木沢長政を大和国における責任者として認識していた。そして戒重氏の年貢未進が問題となった天文六年において木沢長政は処分の実行役として活動しているが、ここに細川氏はどう関わっているのか。

時代は細川政元の時代にまで戻るが、細川政元が京兆家当主であった時代に、政元被官の赤沢朝経が大和国へ乱入するという事件があった。その際に幕府の南都奉行から朝経の行為を制止するよう求められているのが【史料6】である。

【史料6】「室町幕府南都奉行連署書状」

和州事、為「神國」之上、被「抽」御祈禱精誠」之条、於「向後」武邊之

族亂入儀、堅可^レ被^レ加^二制止^一之段、任^三度々御申之旨^一、至^二右京兆^一

被^二仰出^一候處、被^二御請申^一候、若又可^レ申^二子細^一候者、重可^レ得^二上

意^一之由言上候、尤目出候、猶抽留木可^レ有^二演説^一候、恐々謹言、

六月九日

(明治文電在館)

長俊(花押)

堯連(花押)

興福寺供目代御房

文書の内容を見ると、大和国の安全保障が脅かされた場合、事態を収拾する存在が必要であり、その任務を京兆家が担うことに政元が同意している。つまり【史料6】において幕府から大和国の安全保障を担う存在として京兆家が位置づけられており、【史料1】における晴元の認識と合わせて考えた場合、大和国の安全保障を担当した京兆家の代官として大和国に関わっていたのが木沢長政であったと考えることができる。そして「守護」という木沢長政の立場は、幕府から直接的に大和国支配の保障を受けていたのではなく、幕府から委任された細川氏の代官として大和国に関わっていたという解釈が正しいものである。そしてここに大和国人を加えた時に、木沢長政の位置づけがどのようなものとなるのか、という点について次の史料から確認したい。

【史料7】『大館常興日記』天文八年六月二十九日条

一、南都春日社御神供事ニ興福寺供目代申^二御下知^一一事、一昨日(順明)誦信・飯和兩人披露^レ之、仍被^レ成^レ之、就^レ其筒井并木澤左京亮(兵政)方へ愚札事所望候由雜掌^レゆる木申之間、書状遣^レ之、仰之詞をハ不

レ入^レ申^レ之也、取次富森左京亮(順明)

【史料7】によると、御神供米の下知に関して幕府が関与していたようであり、その具体的内容について木沢長政・筒井順昭両者から文書発給の要求があった。ここで注目すべきは、細川氏の代官である木沢長政と、官符衆徒である筒井氏が共同で幕府へ申し出を行っていることであり、長政は幕府と大和国のパイプ役ではあるが、常に国人らの上位に位置し大和国支配を行ってはいなかった事がわかる。つまり大和国の安全保障者は細川氏でありその代官が木沢長政であるが、長政は興福寺を中核とした秩序体系を、外部アドバイザーとしてその維持に協力する存在であった。

以上のように、天文年間の大和国において興福寺を中核とする秩序体系は存続していた。そして木沢長政は、大和国における興福寺を中核とした支配秩序を維持する存在として幕府・京兆家から派遣された存在であった。安国陽子氏は木沢長政による關所処分権の行使に、興福寺支配の崩壊に繋がるといった否定的評価を与えた。しかし興福寺による支配は幕府・京兆家・木沢長政の援助もあつて天文年間初期においても大和国において実現しており、今回取り上げた事例からみると、木沢長政の關所処分権は制限を加えられていたと言えよう。

Ⅲ. 三好氏権力下における松永久秀と大和国の関わり

本章では、松永久秀が三好長慶の家臣であった時代の、久秀の大和国における正当性について検討する。

これまで、織田氏権力下の松永久秀による大和国支配の大きな特徴として元亀元（一五七〇）年の大規模な知行割と給人入れ替えが注目され、これによって興福寺の諸荘園における在地支配に終止符が打たれたとされてきた。²⁰⁾

また三好氏権力下の松永久秀による大和国支配についても、多聞山築城²¹⁾、春日祭施行、永祿五年の徳政令などの意義について個々で論考が試みられている。そして天野氏によると、久秀の大和国支配は、三好氏の摂津・山城支配の方式を転用したものであり、久秀は大和国内に直臣を数郡単位で久秀の代官として配置し、裁判権を久秀に集中させたとする。そして久秀は大和一国を三好長慶から一任され、自分の意思で裁許を執り行うことができたとする。²²⁾

しかし久秀による政策が興福寺とどう関わるのかについて、近年検討がなされることは少なくなりつつあるが、三好氏研究が活発化する中で久秀の大和国における行動が再び注目されつつある今、久秀の施策と興福寺の関係性に注目する必要がある。そこで本節では、三好氏と興福寺の関わりが見える史料を中心に検討し、そこから見える三好氏の対大和国方針について考えたい。

一、久秀と寺家検断

三好氏研究の特徴は、畿内における裁許活動を研究対象としたものが多いという点にある。そこでまずは、久秀の大和国における裁許活動の事例を通じて、それまで大和国において裁許主体とみなされていた寺家と三好氏の関わりについて検討する。天野忠幸氏は久秀の大和

国における裁許の事例を用いて、三好氏の大和国支配を「山城・摂津における三好氏の裁許方法を、久秀は踏襲した」と評価されている。つまり村や町に立脚した公権力として大和国支配に臨んでいたとされる。しかし大和国を考察対象とする上で不可避の要素である寺家検断との関係性については触れられていない。そこでまずは久秀と寺家検断との関わりを示す史料を提示したい。

【史料 8】『衆分成敗引付』永祿九年二月十三日条

一、市場鳥屋善六ト云者、多聞山へ先年披^レ搦捕^二了、寺領へ押入、如^レ此之儀、從^二先代^一無^レ之由申分候へ共、彼^レ躰自^レ躰裏方通事之曲事^レ之由風聞也、然者、此事先度寺家へ度々之為咎之上、触事度々也、然間、再往多聞山へ雖^レ申届候、達而申分不^レ叶而被^二生害^二了、且^レ八霜^{（松永久秀）}台天下無^レ隱苛法之仁、且^レ彼^レ躰曲事之上者不^レ及^レ力、資財等被^二召上^二了、剩^レ其家足輕与四郎ト云者^二被^レ出了、如^レ此市場へ足輕等先代未聞、其上、家宅适他所へ被^二檢断^二事、外聞実義、余以背^二本意^一者也トテ、又事之由ヲ霜台へ歎申、彼家取返シ、從^二寺家^一令^二放火^二了、其跡ニ樋口与太郎ト云者家ヲ作了、如^レ此相澄之处、当年之春筒井^{（順慶）}出張付、彼善六カ親弥四郎禪門筒井へ訴申、彼家我進退也ト申懸ル、樋口右之成下申分了、然^レ者、筒井ヨリ度々寺家へ被^レ届、此成下被^レ尋之様者、御寺家へ緩怠之子細無^レ之、何事ニ檢断不^レ謂之由被^レ申了、從^二此方^一申分詮者、雖^レ為^二何時^一其家開之時者、寺家へ檢断申由申分了、彼弥四郎申事者、先年度々如^レ此義雖^レ在^レ之、寺家之檢断無^レ之旨申上了、從^二寺家^一度々証跡ヲ以申分、妻子

「慥而其家不_レ開者無_二是非_一、其家開之時者、檢断勿論之旨、達而申之間、其分ニテ事澄了、

永祿九年丙寅二月十三日

公文代懷訓

沙汰衆曉円⁽²⁵⁾

これによると、寺領内の市場において鳥屋善六という人物が敵方、すなわち筒井方に内通したとして松永方により拘束され、殺害された。また彼の資財はことごとく没収され、中でも家屋を足軽に与えようとしており、久秀の行為を「先代未聞」と表現している。しかし法隆寺が松永久秀へ家屋の処分については法隆寺による検断で扱いたいとの嘆願がなされると、最終的に家屋は法隆寺自身が放火処分を行い、跡は別人に与えることで落着した。しかし「先代未聞」と評された行動を久秀がとった理由はどこにあるのか。その理由は、次の史料から読み取ることができる。

【史料9】「勝雲齋周椿書状」

一、御門前ニ敵方裏成之事馳走申者在之由、才覚申候方候つる、左様之いたつら物共被_レ成_二御成敗_一候て可_レ然存候、左様ニ無_二之候_一ハ、はたして御寺家之御大事ニ可_二罷成_一候、御分別肝要候、已後御迷惑かり御後懷⁽²⁶⁾候ハんと存候之間、兼日ニ申越候、

【史料9】によると、松永久秀が法隆寺内における問題に介入したのは、次のような理由によるものであった。すなわち敵方に寝返るよ

うな者を処分するのは当然であるが、そうした当然の成敗を法隆寺が行わず、このまま放置しては「御寺家之御大事」であると判断したため、松永氏による処分を試みた。ここに松永久秀の寺家検断に対する姿勢を見て取れよう。すなわち本来は法隆寺によつて問題の処理がなされるべきであり、寺家検断を尊重しその不足を三好氏が補う、という姿勢であった。そしてこのような配慮は、興福寺に対してもなされている。

【史料10】「瓦林秀重書状」

就_二今度徳政之儀、諸憑支棄破之事、從_二霜臺_一雖_レ被_レ申出_一候、先規無之様躰、自_二成身院_一如何様ニも可_二申分_一之由度々被_レ仰事候間、種々令_二馳走_一候、即被_二聞分_一、無_二別儀_一同心被_レ申候、然者為_二御礼_一五百疋被_レ進_レ之候、則令_二披露_一御報被_レ申候、并我等へ五百疋被_レ懸_二御意_一候、御斟酌申候へ共、順禪坊達而御異見_二候之間令_二拝領_一候、御懇之儀過分之至候、於_二向後_一も相應之御用可_レ被_レ仰付_一候、不_レ可_レ有_二疎意_一候、尚從_二成身院_一可_レ有_二御傳達_一候間、不_レ能_二巨細_一候、恐々謹言、

七月廿八日^(水被_レ五年)

供目代御房中⁽²⁷⁾

瓦林左馬允秀重(花押)

松永久秀は、永祿五(一五六二)年八月に大和一国及び山城における興福寺領莊園に対して徳政令を発した。しかしその内容や徳政令の発布自体が事前に興福寺へと伝達されていたことが【史料10】より明

らかである。これによると「諸憑支棄破」について興福寺へ事前通達したところ、条目の撤回や軽減が久秀家臣の瓦林秀重を通じて松永久秀へ申し入れられた。そして久秀からは「無別儀同心」との返答とともに、五百疋の礼銭が支払われた。実際に永禄五年八月の徳政令には「諸頼支奇破事」との条目が掲載されているが、興福寺については諸頼支棄破の採否を許されていたものと思われる。このように久秀側は興福寺に対して一定の配慮を行っていたが、そもそも三好氏と興福寺はどのような関係にあったのであろうか。

二、松永久秀と興福寺の関係

久秀と興福寺の関係を検討する上で、まず興福寺学侶である多聞院英俊によって書かれた『多聞院日記』における記述の中で、久秀が関わった興福寺内の相論についての記事に触れることから始めたい。

【史料11】『多聞院日記』永禄八年十月二十八日条

(前略)

一、大會源乘房擬講逆退テ可有_レ遂業通_一也、而_二當年正別會いか、のよし被_レ尋_二古記_一處、明禪房五師正別會にて遂業慥_二修南院より舊記被_レ出_レ之、并逆退之事ハ権大僧都の例を以て如_レ此云々、内々逆退堅義之段長者宣被_二申下_一、其沙汰歟ト云々、當時五師職之上、雖_レ為_二新儀_一非_二惡事_一、問、各々無_二申事_一共也、然處民部卿云、西座ハ良家置間可有_二遂業事_一、理運之旨、種々寺家付訴訟云々、乍_レ去既御先約治定、則口宣到來候間、不_レ可_レ叶通也、

何_二可_一申達_一之間、於_レ無_二御同心_一者、當時多聞山付可有_レ申理之旨申由也、良家置ニテ第二夜遂業無_レ紛上ハ、可有_二遂業_一之段御理運也、乍_レ去兼日ニテ早々不_レ申、臨期申事ウカマ又儀也、いか、可_二成行_一、寺門ニハ定而不_レ可有_二同心_一歟、

(後略)²⁸⁾

【史料11】によると、維摩会の人選を巡り興福寺内で相論となった。この訴訟は寺家に付され、すでに裁定がなされていた。しかし寺家による裁定は実行されなかったため、処分に困った興福寺は松永久秀に仲介を依頼した。そもそもこれまで興福寺が解決できなかった問題は、幕府に持ち込まれており、前章で見た戒重氏の処罰を巡っても興福寺は幕府へと解決を依頼していた。つまり三好氏の大和国侵攻以降、それまで上級裁定者として存在した幕府に代わり、三好氏が上級裁定者として関わっていたと考えられる。ここに木沢長政が興福寺を中核とした秩序体系の維持を役割としていたのに対して、三好氏はその秩序体系を尊重しつつも、時には興福寺にとっての上級裁定者として振る舞う場面があり、両者の相違を見出すことができる。また、久秀は興福寺内における別の勢力から公式な地位を与えられ、その地位に基づいて興福寺の検断に関わっていたことが、興福寺目代衆の替札色代未進及び、目代衆所有の進官領処分を巡る問題に関する【史料12】から明らかとなる。

【史料12—1】「興福寺衆中沙汰衆等条々事書案」

条々

一、寺門并奈良中為_レ掟旨、任替札三ヶ年一度十月廿日、寺中四門
 仁札打置候、為_二其色代_一、自_二四目代_一衆中江十貫五百文、為_二進
 官_一、目代役被_二相出_一事、

一、修理目代 貳貫文 (示慶) 成身院 皆済

一、会所目代 参貫五百文 (発乘) 二条方 未進

一、公文目代 参貫文 (盛乘) 多間院 未進

一、通目代 貳貫文 (尊拜) 福智院 未進

一、去年十月廿日、任替札打置、其年中仁有_二皆済_一処、至_レ于_レ今無
 沙汰之条、目代方へ種々雖_二催促候_一、無_二其美_一間、目代知行候、
 進官成目可_二押置_一由、庄屋雖_二申付候_一、目代方へ納所候、庄屋
 陵爾候間、加_二譴責_一候処、令_二勿緒_一候、前代未聞曲事候、然者、
 從_二霜台_一御使被_レ出候様、御入魂肝要候、前々茂此外無沙汰之時
 者、目代成敗不_レ珍事候間、以_二御分別_一被_二申調_一候者、可_レ為_二衆
 悦_一候、

衆中

(永禄五年)
 八月十二日

沙汰衆等

(英祐)
 中坊藤松殿

【史料12—1】によると、興福寺及び奈良中の掟として、三年に一
 度、十月二十日に興福寺の四門に札を立てることになっていた。永禄
 四（一五六二）年十月二十日にも同様に札が打ち立てられ、そしてそ

の費用を四目代に申し付けたところ、成身院宗慶を除き未進の状態が
 永禄五年に入っても続いていた。そこで進官領の庄屋に収穫米の納入
 を直接申し付けたところ、庄屋は目代に納入してしまった。こうした
 状況を衆中は「前代未聞曲事」とし、解決において久秀の協力を求め
 た。

そもそも衆中とは、興福寺の有力衆徒が集まる機関であり、官符衆
 徒とも呼ばれる。衆徒のうちで二十人が四年を一期として、社頭や寺
 門、奈良市中を警固し、武力闘争や犯罪人の検断を行なっていた存在
 である。³⁰ また目代は、五師・三綱のもとで寺務処理を分掌した存在で
 ある。修理目代は作事奉行、会所目代は法会奉行、公文目代は文書奉
 行を務め、通目代は七堂・諸会式の仏供・灯明の調達に当たっていた。

さて、今回の興福寺内における目代の未納問題が、奈良中検断権を
 もつ衆中によって裁かれることとなった。未進分納入を巡って衆中・
 目代衆双方の交渉が続き、ついに未進分が納入されないとみるや衆中
 や久秀使者は一年後の永禄六年、対象所領の交通路を遮断した上で、
 課役を抑留する者の名を高札に掲げて処分し、課役の強制徴収へと踏
 み切っている。³¹ そもそもこうした目代の「無沙汰」行為が生じた場合
 に目代を処分することは前例があるらしく、自らの正当性を久秀へ主
 張すると共にこの問題について久秀の支援を衆中は引き出している。
 なお強制徴収に至る以前の一年間では双方の主張が久秀を仲介として
 展開されており、【史料12—1】を受けた久秀は目代に対して未進分の
 納入を求めたものと思われる。そして久秀の糾問に対する目代衆の返
 答が、次の史料である。

【史料12-2】「興福寺目代衆等返答条々事書案」

從目代返答一書

從衆中一任替色代之儀、付レ以一書被レ申儀条々不レ謂事、

一、四目代方所出之事、

有レ限所出分之内、一向無沙汰之様被レ申歟、此段第一不レ謂候、少分ツ、相残前々も在レ之事、不レ珍候之処、今始而事新被レ申段、不レ能レ分別一催促儀者、常之事候也、

一、進官之儀者、近年而不レ納之上を致レ欠所一、給人衆十より八・九者不□之条歎入者也、雖レ然、二季神事会式以下之所役者、天下寺門為二祈祷一之条、無レ是非一相調來也、今此色代事所及者、無レ如在処、此進官在所庄々此一儀二被二押置一之儀、先代未聞次第也、前々有姿二可レ被二沙汰一之処、剩霜台^(松永秀)之使儀被レ申之由、驚入者也、於二強之儀一者、目代衆相果候間、不レ及レ力次第歟、神事法無レ令二抑留一可二申達一者也、此旨能々以二御分別一、可レ預二御取合一之由可レ得二御意一候、

永祿五壬戌

九月十三日

目代衆等

竹内^(秀勝)下総守殿

目代たちの主張は次のようなものであった。そもそも諸役を全く怠っているわけではないと前置した上で、これまで現地からの運上が減少し収入が厳しくなる中で課役を怠っていないにも関わらず、領地を差し押さえられるのは「前代未聞である」と主張する。そして寺

使のみならず久秀の使者も同行していた事にも驚きを覚えており、領地が没収されてはこれまで果たしてきた勤めすらままならないと訴えている。さて、双方の主張を簡単に確認したので、その後の相論の様子についても簡単にまとめる。

永祿六（一五六三）年に入り、久秀が問題は解決に向かっているかを衆中へ尋ねたところ、色代未進の問題は解決していなかった⁽³³⁾。そこで目代に未納について再度問い合わせたところ、次のような返答が返ってくる。すなわち、目代たちは色代の支払いについて了承しており、米の収穫が終わり次第納入することを約していた。しかし久秀被官によって対象の進官領が未だに差し押さえられているために、納入できないという⁽³⁴⁾。こうした主張に対して衆中は、進官領は他にも数多くあり、限定的に差し押さえられているからといって納入は不可能であるという言い分は正当ではないと主張した⁽³⁵⁾。しかし目代は、差し押さえの対象外である領地から運上されるのは微々たるものであり、その上それらを他の課役に回しているため、色代の支払いをそこからすることは不可能であると主張した⁽³⁶⁾。しかしながら永祿六年の末、久秀を味方に付けている衆中は進官領の交通路を封鎖し、未進分を抑留した者を成敗するという強硬手段に出た。おそらくこうした強硬的な手段が実行できる背景には、久秀の軍事力が存在したものだと思われる。しかし久秀がこうした強硬手段に加担できる理由は他に求めることもできる。

【史料12—3】「興福寺衆中使節衆等条々事書案」

又衆中ヨリ一書二問

条々

一、從「先度」申入候、任替色代之事、急度御一途肝要候、則修理目代成身院進官收納之内、重而不_レ納之在所も可_レ為可_レ有_レ之歟、然而所出之儀者、為「目代役」何も被_レ仰出事、任替色代も去年途被_レ相証候、自余之目代衆進官も國中二数多在_レ之事、前々も不_レ納之在所へ入_レ謹責、又着塞_レ通路、其外高札以下之成敗之儀、目代衆衆中之集□へ所へ被_レ相寄_レ披露候事、前之不_レ珍儀、然共任替色代等之所出無沙汰之儀者、更無_レ之候、喜去々年以來彼色代可有_レ無沙汰造意、前代未聞之儀候、然者目代衆兎角被_レ申候とて、早々延引之段於_レ衆中「背_レ本意」事、

一、從_レ衆中_レ之申分、又目代衆申分左大方之儀、能々被_レ成_レ御分別、若從_レ衆中_レ之申分不_レ謂候者、無_レ御隔心、可_レ預_レ御異見、又目代衆申分不_レ謂候者、從_レ先度_レ如_レ申入_レ候、去年催促を入候間、庄屋へ可_レ有_レ謹責_レ候者、御副使可_レ為_レ專要_レ候、將又目代衆所出無沙汰之時、從_レ衆中_レ、目代衆へ直_レ入_レ謹責_レ之使令_レ催促候事、先規不_レ珍候、惣別衆中二雜務檢断存知候間、諸成敗于他不_レ混_レ子細_レ在_レ之事、

一、官務ハ衆中之棟梁二候、霜台_(久秀)之御儀奉_レ仰_レ官務与事候、諸事衆中二ハ存_レ斟酌_レ、致_レ遠慮_レ候、乍_レ去_レ目代衆余無_レ法量_レ可_レ有_レ無沙汰_レ候之企、無_レ勿体_レ候、又来年も任替札四門ニ打置、同色代相出年二候、此分候者、目代衆所出近年可_レ相果_レ事候、歎存候

間、前々有来様体申入候、然処目代衆とかく難渋候哉、謹責もなく色代も之指事、無_レ其曲_レ候、外間旁之咲止此事候、既及二月旦候間、被_レ成_レ御取合、急度一途候様、御馳走可_レ為_レ衆悦_レ事、以上、

「永祿六亥」

衆中

十二月 日

渡_(重)辺出雲守殿_(印)

使節衆等

【史料12—3】によると、衆中には雜務に関する檢断権が認められており、これは周知の事実であった。そしてその衆中の棟梁を「官務」と呼び、それを仰せつかつていたのが松永久秀であった。久秀が衆中の棟梁という立場を獲得した時期を示す史料は現存しないが、恐らくこの問題に関与し始めたのが永祿五年であることを考えると、三好氏が大和国を軍事的に制圧した永祿五年八月段階で、このような地位が衆中、すなわち国人勢力によって認められたものと思われる₍₃₈₎。

この問題を巡って目代と対立した衆中は、幕府ではなく国内の実力者である三好氏を頼り、三好氏において大和国を担当していた松永久秀が主体となって問題解決にあたった。そしてこのように久秀が興福寺の檢断に協力できるのは、久秀が雜務に関する檢断を担当する衆中の棟梁として認められているためであった。これが単なる衆中による認識のみであるのか、それとも別当から認められた公式な地位であるのかについて直接記した証拠は現存しない。しかし【史料11】を見る限り、学侶方からも自らが解決できない問題を持ち込む先として三好

氏は認められており、決して対立的な関係にはなかつたと考えられる。衆中からすれば強大な軍事力を有する松永久秀を味方に引き入れることで興福寺内における優位を保とうとしたのである。しかしこの衆中の行為を三好氏側から見た場合、松永久秀は名目上ではあるが衆徒の棟梁として興福寺に迎え入れられているのであり、こうした状況が大和国内における三好氏や久秀の正当性を保障することになった。そして検断においてその実行役を担っているのが三好氏であることを踏まえると、これまで別当付で検断を奉行していた衆徒の独立性が高まり、興福寺の強制力は依然として外部勢力に依存しなければならぬ状況であったと言える。

IV. おわりに

興福寺や国人勢力を圧倒する暴力を有さなかつた木沢長政や松永久秀が数年に渡り大和国へ影響力を行使し得た要因は何であったか。本論では「上からの公権性」という観点から検討を試みた。

細川京兆家が十二代義晴期幕府を支えた頃、木沢長政や京兆家が、大和国において活動を許された一つの要因として、室町期に大和国に対して上級裁定者として関与した幕府の公権性を保持していたことが挙げられよう。しかし、中央において細川京兆家が力を失い三好長慶が十三代將軍義輝期幕府を支えるようになるという変化が生じた十六世紀中ごろ、大和国においてもその影響が確認される。すなわち、三好氏権力下の松永久秀は、興福寺にとつての上級裁定者として行動する一方、官符衆徒という公的地位を獲得していた。これまで幕府が担っ

てきた役割を三好氏・松永久秀が担うようになった変化は、天野氏が描出する「足利幕府を克服し統一政権化を志向する三好氏」の姿とも一致する。そして村や町に対して裁定者として関わることで下からの公権性を獲得していくが、一方で国人勢力を束ねる存在である官符衆徒の地位を興福寺から得ることで上からの公権性も獲得し、大和国における影響力の拡大を図っていたことが今回の検討により明らかとなった。

【注】

- (1) 永島福太郎「大和守護職考」(『歴史地理』六八―四号、一九三六年)、鈴木止一「興福寺衆中について」(『歴史地理』八二―二号、一九四三年)、同「統興福寺衆中について」(『歴史地理』八二―六、一九四三年)、安田次郎「勸進の体制化と『百姓』」(『史学雑誌』九二―一号、一九八三年)、今谷明「戦国時代の伝馬について」(小笠原長和編『東国の社会と文化』、一九八五年)、田中慶治『中世後期畿内近国の権力構造』清文堂出版、二〇一三年)。

(2) 代表的な研究としては次の通り。安田次郎氏は鈴木止一氏の指摘した、衆中の持つ盗人に対する検断権について検討した。盗みのもたらす穢れの觀念と、衆中の持つ祓いの機能とが結合し、衆中の奈良中盗人検断権が生まれたとする(安田次郎「興福寺『衆中』について」(『名古屋学院大学人文自然科学編二〇―二、一九八四年)。坂井孝一氏は鈴木氏の指摘した、元興寺郷における「入勝」制について検討し、元興寺郷のみならず大和一国において普及した制度であった事を明らかにした(坂井孝一「『入勝』考」(『史学雑誌』九七―六、一九八八年)。また安国陽子氏によると、現地における事件解決は有力国人が担当し、門跡の領主権を侵さない限り承認されていたとする(安国陽子「中世後期の和国における村落と検

断」(『奈良歴史通信』二二、一九八四年)。そして検断に関する最新の成果としては、田中慶治氏の業績が上げられる。同氏は興福寺大乗院の直末寺院における検断権を検討した。検断沙汰の発生時には末寺側から門跡への注進義務があったものの、現地における事件解決は有力国人が担当していた。その門跡検断の中で有力国人は自らの勢力を徐々に拡大させ、次第に門跡検断自体に介入するようになったとする(前掲注(1) 田中氏著書)。

(3) 安田次郎「筒井氏の「牢籠」と在地支配」(勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年)。

(4) 泉谷康夫「興福寺」吉川弘文館、一九九七年。

(5) 前掲注(2) 安国氏論文、天野忠幸『三好長慶』ミネルヴァ書房、二〇一四年。

(6) 村井良介「戦国大名権力構造の研究」思文閣出版、二〇一二年。

(7) 前掲注(5) 天野氏著書。

(8) 前掲注(2) 安国氏論文。

(9) 『石山本願寺日記』上。

(10) 永島福太郎編集校訂『春日大社文書』一〇七号文書。以下、『春』一〇七のように略す。

(11) 朝倉弘「大和国人戒重氏考」(『総合研究所報』一号、一九九三年)。

(12) 『大乘院寺社雑事記』(増補 続史料大成)第三十二卷所収)文明十三年七月二十三日条には、越智党と対立していた筒井党が戒重氏の居城を攻めるも敗北した様子が記されている。

(13) 『春』一四七。

(14) 『春』一六四。

(15) 『享祿天文之記』(内閣文庫所蔵『大乘院文書』所収) 天文七年正月二十五日条。なお史料の天文六年七月二十九日条には、木沢長政が越智家頼を攻めたという記事が残されており、越智党も責任を問われ、処分を受けたことが推察される。

(16) 『春』八一。

(17) それまで興福寺による検断を奉行していたのは、衆徒であったことが、

『大乘院寺社雑事記』(増補 続史料大成)第三十一卷所収) 文明十年五月十五日条に記されている。

【史料】

(前略) 抑當寺之官符者、一寺之沙汰處也、寺務・権別當・三綱、是各号各官下職也官符也、衆徒者彼被官人也、仍号「官符衆徒」者也、隨而寺務成敗之地悉以衆徒奉行_レ之、七郷以下寺社諸検断等也、神事・法會等又奉行_レ之、蜂起初召仰_レ別會五師_一、於_二大湯屋_一此儀式也、所詮寺務与衆中者、可_レ成_二魚水之思_一者也、每事以_二寺務之下方_一、寺社惣別可_レ令_二成敗_一事本式也、近來ハ每事為_二私衆儀_一任_二雅意_一致_二其沙汰_一之間、諸篇不本儀者也、剩近年ハ奈良中阿門跡領知并東大寺領以下懸錢・雜役以外之次第、難_レ述_二是非_一事也、(後略)

(18) 『春』五四。

(19) 『続史料大成』第十五卷所収。

(20) 前掲注(2) 安国氏論文、前掲注(4) 泉谷氏論文。

(21) 福島克彦「大和多聞城と松永・織豊権力」(『城郭研究室年報』十一号、二〇〇二年)、同「松永久秀と大和多聞城」(大和郡山市教育委員会編『筒井城総合調査報告書』二〇〇四年)。

(22) 池和田有紀「戦国期の南都神楽―その費用と運営」(『書陵部紀要』五四号、二〇〇二年)。

(23) 松永英也「永祿五年の徳政令にみる松永久秀の大和国支配」(『戦国史研究』五四号、二〇〇七年)。

(24) 天野忠幸「戦国期三好政権の研究」清文堂出版、二〇一〇年。

(25) 林幹弥「太子信仰の研究」所収。

(26) 『法隆寺文書』ハ函二九一号文書。年月日未詳ではあるが、【史料10】を始めとした関連史料における記述との整合性が高いため、同時期の文書と判断した。なお勝雲斎周椿は、永祿年間の大和において松永久秀の奏者としての活動が確認できる。

(27) 『春』三一〇。

(28) 『増補 続史料大成』第三十八卷所収。

(29) 「京都大学総合博物館所蔵一乗院文書」(『戦国遺文』三好氏編八四二号

文書。以下、『戦』八四二のように略す。

(30) 興福寺大乘院門跡であった尋尊は、衆中について前掲注(17)のように記している。国中の検断にあたる組織としては学侶、六方などが存在したが、戦国期において奈良中雑務検断を担当していたのが有力衆徒である官符衆徒であった。その始まりは足利義教期にまで遡るが、戦国期に入ると別当の意に従わなくなり、その状況に尋尊が憤慨する様子が記されている。

(31) 「興福寺目代連答事書案」〔京都大学総合博物館所蔵一乗院文書〕
〔『戦』九七三〕。

(32) 「京都大学総合博物館所蔵一乗院文書」〔『戦』八五四〕。

(33) 「渡辺重書状案」〔京都大学総合博物館所蔵一乗院文書〕〔『戦』九二二〕。

(34) 「興福寺目代連署書状案」〔京都大学総合博物館所蔵一乗院文書〕
〔『戦』九二三〕。

(35) 「興福寺衆中沙汰衆事書案」〔京都大学総合博物館所蔵一乗院文書〕
〔『戦』九二四〕。

(36) 「興福寺四目代衆等返答事書案」〔京都大学総合博物館所蔵一乗院文書〕
〔『戦』九三三〕。

(37) 「京都大学総合博物館所蔵一乗院文書」〔『戦』九五五〕。

(38) 永禄五年において反三好勢力である筒井氏はその所領を追われており、衆中においては三好氏の与党勢力によって大半が占められていたものと思われる。

(39) 前掲注(5) 天野氏著書。